

平成27年度 税務統計「8酒税」 新旧対照表

新

8酒税

統計表を見る方のために

1利用上の注意

この章は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成28年4月30日までの申告（平成28年熊本地震の発生に伴い申告期限が11月30日及び12月16日まで延長されている者については、同日までに提出された申告を含む。）又は処理による課税事績を示したものである。

2酒税の概要

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール事業法の適用を受けるアルコールを除く。）で、その製法や性状により4種類、17品目に分類している。

酒類の分類は、①発泡性酒類（ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類）、②醸造酒類（清酒、果実酒、その他の醸造酒）、③蒸留酒類（連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、原料用アルコール、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ）、④混成酒類（合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒）である。

各酒類の税率（1ℓ当たり従量税率）は次表のとおりである。

酒類の分類	アルコール分等	1ℓ当たり税率
○ 発泡性酒類	(基本税率)220,000 円	
ビール	-	220,000 円
発泡酒	麦芽50%以上 又はアルコール分10度以上	220,000 円
	麦芽25%以上50%未満のもの (アルコール分10度未満)	178,125 円
	麦芽25%未満のもの (アルコール分10度未満)	134,250 円
(その他の発泡性酒類)	上記以外の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの	80,000 円
○ 醸造酒類	(基本税率)140,000 円	
清酒	-	120,000 円
果実酒	-	80,000 円
その他の醸造酒	-	140,000 円
○ 蒸留酒類	(基本税率)	
	21度以上 21度未満	200,000 円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000 円
連続式蒸留焼酎	21度以上 21度未満	200,000 円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000 円
単式蒸留焼酎		
原料用アルコール		
ウイスキー	37度以上 37度未満	370,000 円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000 円
ブランデー		
スピリッツ		
○ 混成酒類	(基本税率)	
	21度以上 21度未満	220,000 円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000 円
合成清酒	-	100,000 円
みりん	-	20,000 円
甘味果実酒	13度以上 13度未満	120,000 円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000 円
リキュール	-	390,000 円
粉末酒		
雑酒	みりん類似	20,000 円
	21度以上 21度未満	220,000 円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000 円

3用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

(1) 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。

(2) 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。

(3) 販売（消費）数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。

旧

8酒税

統計表を見る方のために

1利用上の注意

この章は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成28年4月30日までの申告（平成28年熊本地震の発生に伴い申告期限が11月30日まで延長されている者については、同日までに提出された申告を含む。）又は処理による課税事績を示したものである。

2酒税の概要

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール事業法の適用を受けるアルコールを除く。）で、その製法や性状により4種類、17品目に分類している。

酒類の分類は、①発泡性酒類（ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類）、②醸造酒類（清酒、果実酒、その他の醸造酒）、③蒸留酒類（連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、原料用アルコール、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ）、④混成酒類（合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒）である。

各酒類の税率（1ℓ当たり従量税率）は次表のとおりである。

酒類の分類	アルコール分等	1ℓ当たり税率
○ 発泡性酒類	(基本税率)220,000 円	
ビール	-	220,000 円
発泡酒	麦芽50%以上 又はアルコール分10度以上	220,000 円
	麦芽25%以上50%未満のもの (アルコール分10度未満)	178,125 円
	麦芽25%未満のもの (アルコール分10度未満)	134,250 円
(その他の発泡性酒類)	上記以外の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの	80,000 円
○ 醸造酒類	(基本税率)140,000 円	
清酒	-	120,000 円
果実酒	-	80,000 円
その他の醸造酒	-	140,000 円
○ 蒸留酒類	(基本税率)	
	21度以上 21度未満	200,000 円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000 円
連続式蒸留焼酎	21度以上 21度未満	200,000 円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000 円
単式蒸留焼酎		
原料用アルコール		
ウイスキー	37度以上 37度未満	370,000 円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000 円
ブランデー		
スピリッツ		
○ 混成酒類	(基本税率)	
	21度以上 21度未満	220,000 円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000 円
合成清酒	-	100,000 円
みりん	-	20,000 円
甘味果実酒	13度以上 13度未満	120,000 円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000 円
リキュール	-	390,000 円
粉末酒		
雑酒	みりん類似	20,000 円
	21度以上 21度未満	220,000 円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000 円

3用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

(1) 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。

(2) 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。

(3) 販売（消費）数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。

下線部が更新箇所である。